

2014 年度海外制度調査

電気用品の安全基準認証制度 (タイ)

2015年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I. 電気用品の安全基準認証制度の概要（根拠法、関連法規） | 1 |
| 1. 工業規格局関連の規制法 | 1 |
| 2. 消費者保護委員会の規制法 | 2 |
| 3. その他、付加的に検討すべき規制法 | 3 |
| II. 認証対象機器 | 4 |
| 1. 新品の製造・輸入について | 4 |
| 2. 使用済み電気製品の輸入について | 4 |
| III. 認証機関・試験機関 | 6 |
| IV. 適合マーク | 7 |
| V. 申請手続き | 8 |
| 1. 工業製品および輸入製品への TIS（工業規格）マーク表示許可申請 | 8 |
| 2. 工業製品の製造許可申請 | 8 |
| 3. 工業製品の輸入許可申請 | 9 |
| 4. 国内で製造される工業製品の登録申請 | 11 |

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

I. 電気用品の安全基準認証制度の概要（根拠法、関連法規）

タイでの製造された、あるいは輸入された電気用品をタイ国内で流通・販売する際は、タイ工業省に輸入申請を行い（タイ国内で製造された場合は不要）、許可を得なければならない。タイの工業製品は、工業省工業規格局の認証が必要な「勅令が定める工業製品」とそれ以外の製品のいずれかに分類されており、前者については工業規格局が制定する工業規格 TIS および首相府消費者保護委員会が定めるラベルを本体に表示しなければならない。

なお「日タイ相互認証協定」¹に基づき、「勅令が定める工業製品」であっても輸出前にタイ国の規格に合致しているとの認証を受ければ、輸入時に長期にわたる検査を軽減することができる。2006年の工業規格局告示では、クレヨン、セルバッテリー、電池、電子レンジ、配電盤、ブレーカ、マッチ、高電流用ケーブル、洗濯機、ファイバーケーブル、温水器、電気鍋、コンクリート強化鉄筋、蛍光灯スターター、家庭用冷蔵庫、炭素鋼コイルなどが、「日タイ相互認証協定」に記載されている。

関係する法律を以下に記す。

1. 工業規格局関連の規制法

(1) 工業製品の製造・販売・輸入すべてを包含する法律

「工業製品規格法（仏暦 2511 年, タイ語原文）」

<http://app.tisi.go.th/act/pdf/tip041248.pdf>

英語については同省サイトには現在掲載がないが、世界知的所有権機関（WIPO）に英語版が掲載されている。

www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=215725

第 16 条：TIS マーク（工業規格）の表示に関する説明

第 20 条：工業製品（電気用品を含む）製造に関する説明

第 21 条：工業製品（電気用品を含む）の輸入に関する説明

¹ 「日タイ相互認証協定」に関する工業規格局の通知（タイ語）

http://app.tisi.go.th/clip_news/news040.html

(2) 工業規格 (TIS) 認可に関する告示

「工業規格局告示 (仏暦 2557 年、タイ語原文)」

<http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2558/announce2014dec12.pdf>

TIS の表示や工業製品の製造、工業製品のタイ国内への輸入に関する許可申請の手続きを示した告示である。

2014年版のものは英訳されていない(同局のサイトに掲載されている英語は2011年版)。

http://www.tisi.go.th/eng/PR_licensing/1.Rule_Conformity.pdf

(3) 工業省工場局の告示

「危険物扱いの使用済み電気用品や電子部品をタイ国内へ輸入許可を行う際の条件 (仏暦 2550 年、タイ語原文)」

http://www.diw.go.th/hawk/law/wasteat3_50.pdf

2. 消費者保護委員会の規制法

(1) タイ国内で流通する製品を含む消費者に関連した法律

「消費者保護法 (仏暦 2522 年、タイ語原文)」

http://www.pub-law.net/library/act_conspro.html

※JETRO ウェブサイトに掲載のある日本語訳

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_012.pdf

「表示に関して規制する仏暦 2541 年の表示規制商品の表示の種類に関する告示」

http://www.ocpb.go.th/ewtadmin/ewt/ocpb_web/ewt_dl_link.php?nid=4709

同告示は消費者保護法の内容を補完するもので、特に表示に関し、タイ国内で生産された販売流通目的のもの、あるいは輸入された製品に関して規制する内容となっている。ラベルに記載すべき主な内容は以下のとおりである。

1. 商品または製品名
2. 屋号または商号
3. 販売を目的としてタイ国内に輸入を行う事業者の商号または名前
4. 連絡先の住所

5. サイズ、大きさ、重量、数量
6. 使用方法
7. 使用上の注意
8. 警告（ある場合）
9. 製造年月日
10. 価格

表示の例（全自動洗濯機）

| | | | |
|-------------|------------------------|-----------|------|
| 製品名 | 洗濯機 | 型番 | |
| システム | 自動 | | |
| サイズ | 6.5kg | ドラム容積 | 60L |
| 電力 | 220V 50Hz 330W 1.5A | | |
| 容量 | 57L | 標準使用水量 | 150L |
| 洗濯性能(JIS) C | 0.78 | 洗浄性能(JIS) | 1.05 |
| 脱水性能(JIS) | 64 | | |
| 警告 | 使用上の注意については説明書をお読みください | | |
| 製造者 | 住所 | 電話番号 | |
| サービスセンター | | | |
| 価格 | （販売店の表示をご覧ください） | | |
| 製造年月日 | 2012年2月 | | |

3. その他、付加的に検討すべき規制法

(1) 輸入全般を監督する法律など

「関税法（仏暦 2547 年）」

http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/d8c9a4e7-4540-47a5-821f-03a5937913bb/law_act2548_20.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=d8c9a4e7-4540-47a5-821f-03a5937913bb

海外移転に伴う家庭内で使用する電気用品の個人の輸入に関する関税局説明（仏暦 2556 年）

<http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/fb3915a0-e7d9-4255-a588-70f8661ea07e/%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%99%E0%B8%B3%E0%B9%80%E0%B8%82%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B9%83%E0%B8%8A%E0%B9%89%E0%B9%83%E0%B8%99%E0%B8%9A%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B8%99.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=fb3915a0-e7d9-4255-a588-70f8661ea07e>

II. 認証対象機器

1. 新品の製造・輸入について

タイ工業規格の認証が義務付けられている対象については、「工業製品規格法（仏暦 2511 年）」の中で定められている。製造と輸入に関する第 4 条 1 項は、工業基準局の設立目的を次のように定義している。「工業企画局は、第 20 条、追加 20 条、21 条に基づく工業製品の製造および輸入許可申請、および第 16 条に基づく工業規格の使用申請の審査を行う。」

さらに製造については第 4 条 2 項の中で「工業製品の製造および勅令が定める工業製品の試験と管理を行う」と述べ、輸入については第 4 条 3 項の中で「販売目的で国内に輸入される勅令が定める工業製品の試験と管理を行う」と、工業規格局の役割を説明している。

工業規格局の認証が必要な「勅令が定める工業製品」については工業規格局ホームページ「強制規格リスト」²の中で挙げられており、そのうち電気製品に該当するのは「電気および電子技術」の項目で挙げられている下記の品目である。

電球、電線、ヒューズ、コンデンサー、アイロン、銅線、コンプレッサー、スイッチ、配電盤、電磁誘導加熱器、扇風機、蛍光管、電気炊飯器、電気を使用する家庭用の機器全般、乾燥機、洗濯機、IH 用鍋、温水器、電子レンジ、照明器具、皮膚や頭髮に関わる家電、電気ポット、エアコン、ファイバーケーブル、冷蔵庫、電池

2. 使用済み電気製品の輸入について

輸入許可が必要な工場局告示の「危険物扱いの使用済み電気用品や電子部品」には下記の品目が挙げられている。

冷蔵庫、携帯電話、ラジオ、ビデオデッキ、DVD デッキ、テープレコーダー、エアコン、洗濯機、乾燥機、電気炊飯器、電気ポット、電子レンジ、電気オーブン、ファックス、電話、計算機、コピー機、プリンター、コンピューター、モニター、スキャナー、扇風機、冷水器、ドライヤー、アイロン、防犯装置など。

なお、一部の例外を除いては、製造日より 3 年を超えないこと、というただし書きがある。具体的には「危険物扱いの使用済み電気用品や電子部品をタイ国内へ輸入許可を行う際の条件（仏暦 2550 年）」³の第二条 2 項 2.1-2.3.2 には以下の記載がある。

² 工業規格局ホームページ「規格リスト」 http://app.tisi.go.th/standard/comp_eng.html

³ 危険物扱いの使用済み電気用品や電子部品をタイ国内へ輸入許可を行う際の条件（仏暦 2550 年）
http://www.diw.go.th/hawk/law/wasteat3_50.pdf

「製造日より3年を超えないこと。[ただし次の製品については、例外とする。コピー機、コピー機の部品、プリンター、トナーカートリッジ、ユーザーモジュール]」

III. 認証機関・試験機関

工業省工業規格局 (Thai Industrial Standards Institute, Ministry of Industry)

ホームページ (英) : <http://www.tisi.go.th/eng/index.php>

認証機関は工業省工業規格局であり日本の経済産業省工業標準調査会に相当する。試験機関は認証機関が指定した国および民間の機関や企業である。下記にアイロンの TIS 取得時における試験機関と試験日数の事例を挙げる。

(例) アイロン (TIS 番号 366) が新規に規格を取得した際の試験機関一覧と試験日数

| TIS. 366-2547 : 電気アイロン (安全性テスト) | | |
|---------------------------------|--|----------|
| | 試験実施機関 | 試験期間 (日) |
| 1 | Department of Science Service | 30 |
| 2 | Thailand Institute of Science and Technological Research | 21 |
| 3 | Metropolitan Electricity Authority | * |
| 4 | Provincial Electricity Authority | * |
| 5 | FEDERAL ELECTRIC CORP., LTD** | * |
| 6 | Electrical and Electronics Institute** | 15-20 |
| 7 | Intertek Group plc(Thailand)** | 30 |
| 8 | Faculty of Engineering Kasetsart University | * |
| 9 | TÜV Rheinland Thailand Ltd** | 45 |
| 10 | Electrical and Electronic Product Testing Center | 30 |
| 11 | TÜV Süd PSB(Thailand)** | 15 |
| 12 | Pro-Application Service ** | 25 |

出典：工業省工業規格局ウェブサイト⁴

また工業製品の製造、輸入販売の可否を決定するのは、工業製品規格委員会である。「工業製品規格法 (仏暦 2511 年)」の第 7 条で、委員会を構成するメンバーが次のように定められている。

「工業省次官 (議長)、工場局長、農業組合省代表、内務省代表、商務省代表、科学技術省代表、保健省代表、関税局代表、TISTR 代表、投資委員会事務局代表、社会経済開発委員会事務局代表、6 名を超えない範囲で大臣が任命する委員を加えたメンバーが委員会を構成する。」

⁴ 工業省工業規格基準局 <http://app.tisi.go.th/cgi-bin/labfee/list.pl>

IV. 適合マーク

工業省工業規格基準局は工業製品全般に対して「工業製品規格法」に基づき「タイ工業規格」、通称「TIS」（タイ語の表記音はMOK、モーオーゴー）を認定する役割を担っている。電気関連の製造品や輸入品目については、強制工業規格を表示することが義務付けられている。

一般工業規格



強制工業規格



V. 申請手続き

※以下の手続き概要は工業省の「工業規格局告示（仏暦 2557 年、タイ語原文）」から関連事項を抜粋したものである。

出典元：

<http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2558/announce2014dec12.pdf>

1. 工業製品および輸入製品への TIS（工業規格）マーク表示許可申請

申請書類

- a. 工業製品への工業規格表示許可申請書 1部⁵（タイ語版のみ）
ー申請書の記載内容は以下のとおり
 - ・該当する基準番号（TIS）
 - ・申請する製品の分類、種類、大きさ、ランク
 - ・主要原料、製造における使用量、輸入元
 - ・月間または年間の予想生産量あるいは予想流通量
- b. 商務省が発行する法人登記証 1部
- c. 製品のサンプルまたは製品を説明した文書
- d. 月間または年間の予想生産量あるいは予想流通量

申請手数料：3,000 バーツ（試験料は別途）

申請先：工業省産業基準局

2. 工業製品の製造許可申請

申請書類

- a. 工業製品への工業規格表示許可申請書 1部⁶（タイ語版のみ）
ー申請書の記載内容は以下のとおり
 - ・該当する基準番号（TIS）
 - ・申請する製品の分類、種類、大きさ、ランク
 - ・主要原料、製造における使用量、輸入元
 - ・月間または年間の予想生産量あるいは予想流通量
- b. 商務省が発行する法人登記証 1部
- c. 製品のサンプルまたは製品を説明した文書
- d. 月間または年間の予想生産量あるいは予想流通量

⁵ 申請書（タイ語） http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2554/m1_2554.pdf

⁶ 申請書（タイ語） http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2554/m3_2554.pdf

申請手数料：3,000 バーツ

申請先：工業省産業基準局

3. 工業製品の輸入許可申請

申請書類

- a. 工業製品への工業規格表示許可申請書 1部⁷ (タイ語版のみ)
(申請書の記載内容)
 - ・ 輸入申請を行う工業製品名
 - ・ 流通目的で輸入申請を行う製品の分類、種類、大きさ、ランク
 - ・ 流通目的でタイ国内に輸入する製品量
 - ・ 製品の保管場所
- b. 商務省が発行する法人登記証 1部
- c. 製品のサンプルまたは製品を説明した文書
- d. 月間または年間の予想輸入量

申請手数料：3,000 バーツ

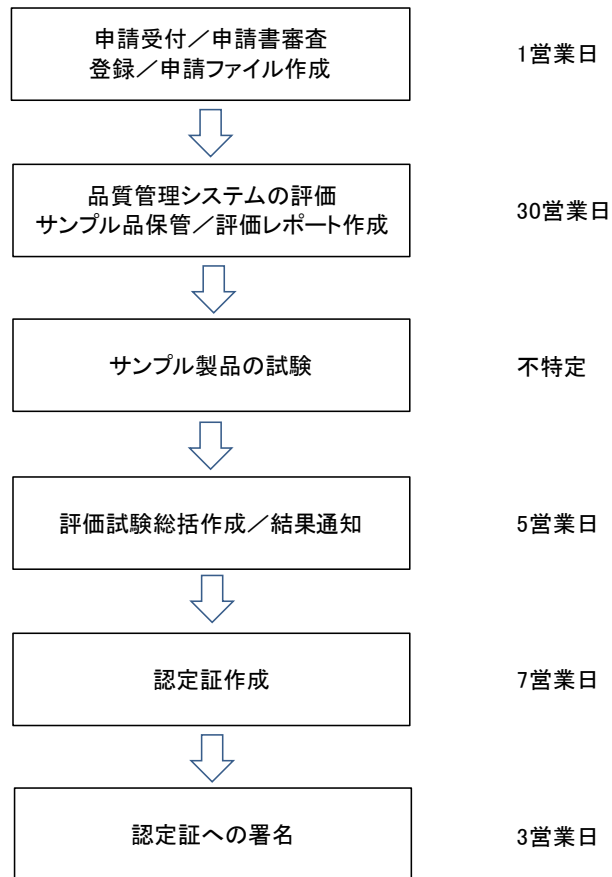
申請先：工業省産業基準局

上記1から3の申請手順は「工業製品規格法」⁸の16条、20条、21条に基づき申請手順はすべて同様で下記のようなになる。

- a. 書類申請－1日 申請フォーム M01、M03、M05
- b. 品質管理システムの評価、サンプル品の保管、評価試験レポート作成－30日
- c. サンプル製品の試験－不特定
- d. 評価試験総括作成、結果通知－5日
- e. 認定証作成－7日
- f. 認定証署名－3日

⁷ 申請書 (タイ語) http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2554/m5_2554.pdf

⁸ 工業製品規格法 (ジェトロ仮訳)
http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_026.pdf



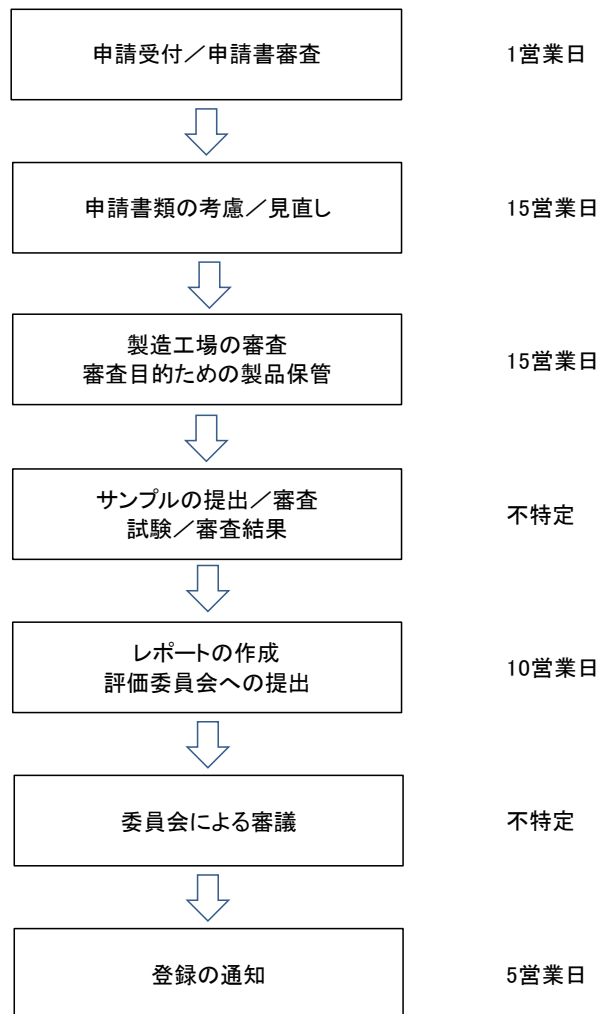
出典元：「工業規格局告示（仏暦 2557 年、タイ語原文）」3 頁⁹

⁹ 工業規格局告示（タイ語） <http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2558/announce2014dec12.pdf>

4. 国内で製造される工業製品の登録申請

- a. 登録の申請、書類審査－1日
- b. 申請書類の考慮、見直し－15日
- c. 製造工場の審査、審査目的の製品保管－15日
- d. サンプルの提出、試験－不特定
- e. レポートの作成、評価委員会への提出－10日
- f. 委員会による審議－不特定
- g. 登録の通知－5日

フロー図



出典元：「工業規格局告示（仏暦 2557 年、タイ語原文）」9 頁¹⁰

¹⁰ 工業規格局告示（タイ語） <http://www.tisi.go.th/images/stories/license/pdf/2558/announce2014dec12.pdf>

電気用品の安全基準認証制度（タイ）

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2015 JETRO. All rights reserved.